| 収集先 | 情報元 | URL | 詳細 |
|---------|--|---|--|
| 消費者庁 | 全国の適格消費者団体一覧 消費 者庁 | <u>全国の適格消費者団体一覧</u> | |
| | 消費生活に関する基本的な制度や 環境づくりを進めます | <u>消費者制度</u> | |
| 適格消費者団体 | 適格消費者団体 特定適格消費者 団体 特定非営利活動法人 埼玉消 費者被害をなくす会 | 埼玉消費者被害をなくす会 | |
| | 適格消費者団体等のご案内/千葉 県 | 適格消費者団体等のご案内/千葉県 | |
| | 消費者団体・グループの育成 江東 | https://www.city.koto.lg.jp/102040/kurashi/sh ohi/torikumi/7160.html | 区内消費者団体やグループの自主活動促進のため、江東区消費者団体連絡協議会を設置し、活動費の助成等を行い、消費者相互間の連携や多様な消費者活動の促進や支援を行っています。 |
| | 裁判所 | <u>裁判所提供 消費者団体訴訟制度</u> 20906007.pdf | |
| | 消費者契約法 | https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/ | 消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的として制定された法律です。 |
| | 消費者団体訴訟制度 | https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_court_proceedings/ | 不当な勧誘や契約条項などによる消費者トラブルが後を絶ちません。こうした消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び被害回復を図る制度が「消費者団体訴訟制度」です。 |

| 収集先 | 情報元 | URL | 詳細 |
|------------|---|---|---|
| 国民生活センター | 消費者団体訴訟制度(団体訴権)の 紹介_国民生活センター | https://www.kokusen.go.jp/danso/ | |
| 全国消費者団体連絡会 | 全国消費者団体連絡会ホームページ | 全国消費者団体連絡会 | 消費者団体訴訟制度とは、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者のために事業者に対して訴訟などをすることができる制度で、「差止請求」と「被害回復」の2つがあります。 |
| | | | 「差止請求」は、事業者の不当な勧誘や契約条項に対して、適格 消費者団体が不特定多数の消費者の利益を擁護するために、停 止を求めることができる制度です。 |
| | | | 「被害回復」は、事業者の不当な行為によって財産的被害が生じている場合に、特定適格消費者団体が、消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることができる制度です。 |
| 政府広報オンライン | 消費者団体訴訟制度 不当な勧誘 や契約条項などによる消費者トラブ ルに遭ったら活用を! 暮らしに役 立つ情報 政府広報オンライン | 消費者団体訴訟制度 不当な勧誘や契約条項 などによる消費者トラブルに遭ったら活用を! 暮らしに役立つ情報 政府広報オンライン | 差止請求の流れ |
| | | | 大まかな手続の流れは以下のとおりです。 |
| | | | (1)消費者からの情報提供などにより被害情報を収集・分析・調査 |
| | | | (2)事業者に対し、業務改善を申し入れ(裁判外の交渉) |

| 収集先 | 情報元 | URL | 詳細 |
|-------|-----|--|--|
| 経済産業省 | | グレーゾーン解消制度・プロジェクト型「規制のサンドボックス」・新事業特例制度(METI/経済産業省) | (3)団体と事業者で協議 |
| | | | (4)(交渉成立の場合)事業者による業務改善 |
| | | | (5)(交渉不成立の場合)事業者に対し、提訴前の書面による事前請求をした上、裁判所へ訴え提起 |
| | | | (6)判決、または裁判上の和解 |
| | | | <u>(7)結果の概要について、消費者庁のウェブサイトなどで公表</u> |
| | | | 差止請求の対象 |
| | | | 「消費者契約法」(※)「景品表示法」「特定商取引法」「食品表示法」に違反する不当な行為です。具体的には、「不当な勧誘」「不当な契約条項」「不当な表示」などがあります。以下にいくつかの事例を紹介します。 |

※:消費者契約法が改正され、下記(*1~4)の類型も差止請求の対象(令和5年6月1日施行)